【武田塾チャンネルキャラクター　使用ガイドライン】

＜使用可能なもの＞

・チラシなどの印刷販促物（フリーペーパーなどの印刷物への出稿を含む）

・看板

・POP

・バナー

・SNSのカバー画像

＜使用不可なもの＞

・ブログへの画像差し込み

・SNSへの投稿・プロフィール画像

・Webサイト(takeda.tvの校舎ページ・独自サイト・LPなど）

＜使用にあたっての注意点＞

・武田塾の公式な宣伝に用いる場合に限って使用可能。個人のアカウントなどで私用に用いることはできません。

・キャラクターの縦横比は変更不可。

・キャラクターデータ等を加工して、新たなデザインを作成することは不可。

・キャラクターに吹き出しを付けない。（キャラクターが何か言っているような使い方はできません）

・キャラクターの顔に他のもの（イラスト・文字など）を被せない。

・キャラクターを過剰に詰め込みすぎない。

・印刷販促物や看板・バナー等の販促物に使用する場合には、別途デザイン審査が必要。

・校舎内掲示物に使用する場合には審査は不要だが、キャラクターのイメージを損なうような使用はしない。

・第三者へ譲渡や転貸を行わない。

＜備考＞

本ガイドラインに違反した使用はイメージキャラクターの使用ルール違反と同等に取り扱います。